

災害時の協力に関する協定書

小千谷市（以下「甲」という。）と東北電力株式会社長岡営業所（以下「乙」という。）は、災害時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、大規模地震及び台風等の災害発生に伴い、大規模な停電等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活と安全を確保するために電力設備の迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。

（災害情報の提供）

第2条 甲及び乙は、それぞれ相互に迅速に災害情報を提供するものとする。
2 乙は、大規模な停電等が発生した場合、停電地域、停電戸数、停電の原因、停電発生時間等の情報を甲に提供するものとする。

（市災害対策本部への社員の派遣）

第3条 大規模地震及び台風等による大規模な災害により停電等が発生、あるいは発生の恐れがあり、甲が災害対策本部を設置した場合、乙は甲からの要請を待つことなく、必要に応じ甲が設置した災害対策本部に社員を派遣するものとする。
2 派遣された社員は、災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり、必要に応じ各種調整を図るものとする。

（電力設備の復旧）

第4条 乙は、災害により大規模な停電が発生した場合、乙の供給管轄区域内の被害状況を総合的に判断したうえで、優先順位を見極めながら医療機関（総合病院）、災害復旧対策の中核となる官公署、避難場所等への電力設備の復旧を可能な限り優先して実施するものとする。
2 前項の電力設備の復旧にあたり、電源車等の復旧設備の使用については、乙の判断によるものとする。
3 乙の地中線に被害が発生した場合、甲の道路敷などに仮設の電柱を建柱し早期復旧を図るものとする。

（復旧作業に対する協力）

第5条 なだれ、土砂災害、倒木等により甲が管理する道路が通行不能となり、乙の電力復旧作業に支障をきたした場合、甲は当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

（資材置場等の確保に対する協力）

第6条 災害時において乙の電力復旧作業に必要な資材置場、駐車場およびヘリポート等の確保にあたっては、甲は乙の要請に協力するよう努めるものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成22年 9月16日

甲 小千谷市城内2丁目7番5号
小千谷市長 谷井 靖夫

乙 長岡市城内町3丁目1番地
東北電力株式会社
長岡営業所長 砂子田智